

(仮称) 旭川新アリーナ等整備事業に関する質問に対する回答書

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | 質問 | 回答 |
|----|------|----------------------|---|------|--|--|
| | | 項目番号 | 項目名 | 頁 | | |
| 1 | 募集要項 | 1(2)オ (イ)b | 任意で提案できる施設及び提案内容 | 4 | 再整備基本構想及び再整備基本計画における、既存施設の改修計画についてご教示ください。 また、当該改修工事の完了予定は何年度を想定されていますでしょうか。 | 再整備基本構想及び再整備基本計画において、既存施設の改修計画スケジュールは定めておりませんが、現在、既存施設については、令和4年度に策定した旭川市公園施設長寿命化計画を 基に、施設及び予算状況を確認しながら更新を進めております。今後の改修予定として、令和8年度にテニスコート夜間照明改修、令和9年度に陸上競技場の舗装部分改修、令和10年度以降に硬式野球場スコアボード改修などを計画しております。現長寿命化計画は令和13年度までの計画期間となっておりますが、国からの予算配分の状況によっては、計画期間内に完了しない場合があります。 |
| 2 | 募集要項 | 1(2)オ | 事業提案対象施設及び事業提案内容 | 4 | 公園利用・イベント等による工事制約条件の整理状況および、これらに起因して工期延長が生じた場合の取扱いをご教示ください。 なお、工事が制約される公園利用・イベントについて、現在想定される内容がありましたらご教示ください。 | 公園利用・イベント等による工事制約条件については、要求水準書(新アリーナ等)3(1)ア(ウ)工事に当たっての基本事項でお示ししています。 工期の遅延に関しては、基本協定書(案)第7条、第11条、第26条及び第30条に従います。 なお、現在行われている大会等は工事期間中でもできる限り開催する想定です。 |
| 3 | 募集要項 | 1(2)ク | 提案上限額 | 6 | 物価変動、資材高騰、労務費上昇等により事業費が増加した場合の協議・調整の考え方についてご教示ください。 | 新アリーナ及び収益施設の整備・運営に関する事業費の増加リスクは事業者が負担するものとします。ただし、新アリーナ活用事業に要する費用の増加については、市が負担すべき合理的な理由があるものについては協議に応じます。 |
| 4 | 募集要項 | 1(3) | 提出書類 | 8~14 | 二次審査までに求められている提出書類について、記載内容や提出範囲の一部緩和(平面図・立面図・パース)をご検討いただくことは可能でしょうか。 | 二次提案書の必要書類は変更しません。 |
| 5 | 募集要項 | 1(3)ウ (イ) a~d | 代表企業及び構成企業の扱い | 8~9 | 構成企業の中から、代表企業への変更することは可能でしょうか? 想定としては、弊社が当初より代表企業を務めますが、それに追加になる形です。 また、参加資格申請時に社内決裁等の理由から間に合わない企業に関しては、備考欄等への記載でも問題ないか(例)2026年9月からの参加予定) | 前段について、代表企業は構成企業の中から1者を定める必要があり、複数の構成企業で代表企業を担うことや、代表企業の変更はできません。 後段について、構成企業の変更(追加を含む。)は原則として認めません。参加資格確認申請時において、応募者として全ての参加資格を満たす必要があります。ただし、「構成企業変更届【様式18】」等の必要書類を追加で提出した上で、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、構成企業の変更を認めることがあります。 |
| 6 | 募集要項 | 1(1)ウ (ウ) | 各業務を担う構成企業に必要な参加資格 | 9 | 構成企業として登録した後、一次提案書、二次提案書提出前に任意で離脱することは可能か。(その他業務の構成企業) | 本事業において業務を担うことを予定していない法人を構成企業とすることはできません。また、構成企業の変更(離脱を含む。)は原則として認めません。ただし、「構成企業変更届【様式18】」等の必要書類を追加で提出した上で、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。 |
| 7 | 募集要項 | 1(1)ウ (ウ) | 各業務を担う構成企業に必要な参加資格 | 9 | 一次提案書、二次提案書提出後、構成企業が任意に離脱することは可能か。(その他業務の構成企業) | 本事業において業務を担うことを予定していない法人を構成企業とすることはできません。また、構成企業の変更(離脱を含む。)は原則として認めません。ただし、「構成企業変更届【様式18】」等の必要書類を追加で提出した上で、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。 |
| 8 | 募集要項 | 1(1)ウ (ウ) | 各業務を担う構成企業に必要な参加資格 | 9 | いずれの段階においても離脱が不可である場合、その理由(募集要項に基づく運用)をご教示願います。 | 離脱を自由に認めた場合には審査が形骸化するため、募集要項に定めるとおり、構成企業の変更(離脱を含む。)は、原則として認めません。ただし、「構成企業変更届【様式18】」等の必要書類を追加で提出した上で、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。 |
| 9 | 募集要項 | 1(3)ウ (ウ) d | 各業務を担う構成企業に必要な参加資格 | 9 | 「運動施設に係る2年以上の指定管理業務の元請け実績を有すること」とあるが、運動施設はどこまでを指しているか。 また、指定管理業務の業務委託を受けて運営している実績があり、実質2年以上の実績がある認識だが、市側のご意見を頂戴したい。 | 都市公園法施行令第5条第4項に定める運動施設の類型に該当する施設において、2年以上の指定管理業務の元請け実績を有することを求めます。ただし、運動施設とは、都市公園内に設けられていない施設であってもよいこととします。 |
| 10 | 募集要項 | 1(3)ウ (オ) a~c | 地域経済等への配慮に関する事項 | 10 | 「応募者には旭川市内に本店を有する法人を可能なかぎり多く含むように努めること」とあるが、法人数に応じたの加点条件の有無 | 地元企業の活用については、優先交渉権者選定基準列表の⑤「地域貢献」において評価の対象となりますが、具体的な評価は選定委員会に委ねられています。 |
| 11 | 募集要項 | 1(3)カ (エ) | 参加資格確認申請の受付及び確認結果の通知 | 12 | 参加資格確認申請について、各業務を担う構成企業の書類確認等に時間を要する為、締切期日の延長をお願いします。 | 参加資格確認申請の期日を2026年4月3日(金)に変更します。これに合わせて、その後のスケジュールも変更となりますので、修正版の募集要項をご確認ください。 |
| 12 | 募集要項 | 1(4)、(5) | 優先交渉権者の公表 | 15 | 優先交渉権者に選定された場合、応募者(代表企業および構成企業)の社名は公表される理解でよろしいでしょうか。また、公表方法(市ウェブサイト、報道発表、議会資料等)、公表時期および公表範囲についてご教示をお願いします。 | 前段について、ご理解のとおりです。 後段について、市ウェブサイトでの公表、議会での報告等、市が公表すべきと考える時期及び範囲において公表します。 |
| 13 | 募集要項 | 2(1)エ (ア) | 新アリーナの整備・運営 | 20 | ネーミングライツや広告収入等の非貸館収入等を契約者から収受は、事業者と当該契約相手先との関係において事業者側が受領する認識でよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 14 | 募集要項 | 2(4) | 事業破綻時の措置 | 21 | 保証金の預託は、何時の時点で支払が発生する認識でしょうか?(Ex.工事着手時) | 基本協定書(案)第51条第1項に定めるとおり、新アリーナの着工日までの支払が必要です。 |
| 15 | 募集要項 | 3(2) | 指定管理者の指定 | 22 | 事業者が指定管理者の指定において、議案が否決される場合の想定内容はどのような事象でしょうか。 | 現時点で具体的に想定している事象はありません。 |
| 16 | 募集要項 | 3(3)ア (ア)~ (ウ) | ・市民の日常的個人利用 ・スポーツ大会を目的とした施設利用 ・市事業ほかコンベンション利用 | 22 | (ア)~(ウ)の各利用想定日数のエビデンスの開示を頂きたい | 質問回答別紙1「新アリーナ活用事業の日数の設定根拠」のとおりです。 |
| 17 | 募集要項 | 3(1)イ | 使用料の帰属 | 22 | 使用料の徴収は現金のみ、またはキャッシュレス決済での徴収も可能か。加えて完全キャッシュレス化の判断は指定管理者または市との協議どちらになるか | 使用料をキャッシュレス決済によって徴収する提案は可能です。ただし、現金での使用料の支払を受け付けないこと(完全キャッシュレス化)については、公園利用者の利便性の観点から、現状では認められません。 |

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | 質問 | 回答 |
|----|----------------|-------------|---------------------|-------|--|---|
| | | 項目番号 | 項目名 | 頁 | | |
| 18 | 募集要項 | 3(2) | 指定管理者の指定 | 22 | 仮に公園全体の指定管理が議会で否決された場合、新アリーナ整備・運営事業への影響、事業スキームおよび事業者負担の整理はどのようになりますか。 | その場合、事業者は新アリーナ及び収益施設(事業者が提案した場合に限る。)の整備・運営のみ行います。また、募集要項3(2)に定めるとおり、事業者が本件に支出した費用について市は補償しません。 |
| 19 | 募集要項 | 3(3)ア | 指定期間 | 22 | 別途提案の指定管理料等諸条件の協議が整った場合に最短で令和11(2029)年4月からの指定管理開始であり、前述協議を令和10(2028)年度に実施する認識でよろしいでしょうか。また、既存指定管理者は、当該期間の参画有無について教えてください。なお、参画無しの場合は既存指定管理者の職員継続雇用等は可能でしょうか。 | 前段について、ご理解のとおりです。後段について、新アリーナ事業者が既存公園施設等の指定管理を行う場合、当該施設の管理運営に現指定管理者が関与することは想定していません。また、現指定管理者の職員の採用について、市は特段の制約を設けていません。 |
| 20 | 募集要項 | 3(3)イ(エ)e | 指定管理者の指定及び業務引継ぎ | 24 | 引継ぎ期間においては指定期間満了年度においては、最低でも6か月以上の期間を設けて頂きたいです。 | 事業者による指定管理が満了する年度における引継ぎは、当該年度の11月から3月にかけて行うことを想定していますが、詳細な時期については市との協議により調整する想定です。 |
| 21 | 要求水準書(新アリーナ等) | 3(1)ア(ア) | <施設配置・動線> | 3 | 花咲スポーツ公園が指定緊急避難場所になっていると記載があるが、非常時に公園内の電気を賄うような仕組みがある場合、用途制限等がある場合でも協議の余地はあるか。 | 具体的な施設の内容によりますが、都市公園法第2条第2項の「公園施設」に該当する施設であれば協議の余地があると考えます。具体の提案がある場合は、個別対話でお示しの上、ご質問ください。 |
| 22 | 要求水準書(新アリーナ等) | 3(1)ア(ウ) | 工事に当たっての基本事項 | 5 | 稼働中の既存公園で施工することによる制約条件(仮囲い範囲、動線確保、駐車場確保、冬期施工等)について、最低限満たすべき基準および逸脱時の協議・承認プロセスをご教示ください。 | 公園利用・イベント等による工事制約条件については、要求水準書(新アリーナ等)3(1)ア(ウ)工事に当たっての基本事項に記載のとおりです。当該制約条件を逸脱する懸念がある場合であって、提案書提出前に市の確認が必要なときは、個別対話において懸念事項を具体的にお示しの上、ご質問ください。 |
| 23 | 要求水準書(新アリーナ等) | 3(2)ウ | 整備区域 | 6 | 整備区域内の既存公園施設について「原則すべて再整備」とありますが、保存・再利用を提案する場合の判断基準および協議方法をご教示ください。 | 整備区域には、メインアプローチ、中央広場等の公園施設が含まれますが、これらは花咲スポーツ公園再整備基本構想等で示しているのとおり、平板ブロックのガタつきや噴水施設の老朽化等が課題となっており、新アリーナと一体的な再整備を求めています。この趣旨を踏まえ、整備区域内に老朽化の課題がある公園施設が残らないことが判断基準となります。協議方法は、提案書提出前に市の確認が必要な場合は、個別対話において保存・再利用しようとする公園施設を具体的にお示しの上、ご質問ください。 |
| 24 | 要求水準書(新アリーナ等) | 3(2)エ | 新アリーナ及び収益施設の整備・管理方針 | 7 | インフラ単独引込み、雨水流出抑制、緑被率30%の各要件について、検査主体・検査時期・合否判断基準をご教示ください。 | 基本協定書(案)第16条及び別紙4に従って、基本設計完了時、実施設計完了時に事業者が提出する設計図書等に基づき、市が判断します。雨水流出抑制については「旭川市雨水流出抑制に関する指導要綱」を判断基準とします。緑被率については「別添資料2-9 緑被率の考え方」のとおり、現状は樹木や草地で覆われている部分を画像診断により判定していますが、事業者が提出する図面上の樹木や草地で覆われている部分の面積で判断します。なお、市及び事業者は新アリーナ及び収益施設の設計に関して事業期間中随時協議を行う想定です。 |
| 25 | 要求水準書(新アリーナ等) | 3(2)エ(イ) | 新アリーナの方針 | 9~11 | サブアリーナ等の諸室要件について、仕様の許容幅や代替提案を行う場合の審査基準をご教示ください。 | サブアリーナ等の諸室の要件は、要求水準書(新アリーナ等)の(イ)a 整備に関する事項(a)以下に記載のとおりです。解釈につき疑義や懸念がある場合、個別対話において提案しようとする内容を具体的にお示しの上、ご質問ください。 |
| 26 | 要求水準書(新アリーナ等) | 3(2)エ(ウ)a~b | 収益施設の方針 | 12 | 「収益施設の整備は任意提案事項とする」と記載があるが、アリーナ単体、収益施設単体というよりはアリーナ+収益施設でのプロフィットという考え方も出来るかと思えます。現状の市のお考えと、今後の方針変更およびプレゼンテーション時の加点要件として採用される可能性があるかお聞きしたい。 | 新アリーナの整備・運営のみで収支が成立することが望ましいと考えますが、収益施設の整備・運営を提案する場合、新アリーナ及び収益施設の合算で収支を成立させる提案を妨げるものではありません。提案審査における評価の視点は、優先交渉権者選定基準に記載のとおりです。 |
| 27 | 要求水準書(新アリーナ等) | 3(2)オ | 供用開始時期 | 12 | 供用開始時期に遅延が生じる場合の判断基準および工期・費用調整の考え方を教示ください。 | 工期の遅延に関しては、基本協定書(案)第7条、第11条、第26条及び第30条に従います。 |
| 28 | 要求水準書(新アリーナ等) | 3(3) | 新アリーナ活用事業 | 13~14 | 時間枠方式およびリース方式の選択・併用可否、ならびに対価の年次協議における調整範囲をご教示ください。 | 時間枠又はリース方式のどちらか一方を選択していただく想定ですが、これによりがたい場合は、個別対話において方針案を具体的にお示しの上、ご質問ください。毎年度の対価の協議に当たっては、事業者の提案額を基本として、時間枠等の増減について協議を行い、これに伴って対価を調整する想定です。市の一方的な都合により、対価を事業者の提案額から減額することは想定していません。 |
| 29 | 要求水準書(新アリーナ等) | 3(4)ウ | 事業開始後の役割分担 | 16 | 「連携区域(整備区域を除く。)の設計・施工は、市が費用負担する想定だが、実施主体、費用負担等は市および事業者が協議して定める」とあるが、事業者が負担するケースはどのような想定か。 | 事業者が連携区域の設計・施工について自らの責任及び費用負担で実施することを提案した場合を想定しています。 |
| 30 | 要求水準書(既存公園施設等) | 3(3) | 管理業務の内容 | 6 | 別添資料3-2 建築施設等一覧表の各図面資料をご開示ください。(竣工図) | 貸与を受け付けますので事務局にご連絡ください。 |
| 31 | 要求水準書(既存公園施設等) | 3(3) | 管理業務の内容 | 6~22 | 現行の指定管理において、指定管理者が協力会社(再委託先等)として業務を委託している事業者の社名について、開示いただくことは可能でしょうか。 | 開示しません。 |
| 32 | 要求水準書(既存公園施設等) | 3(3) | 管理業務の内容 | 6~22 | 現在委託している清掃、設備保守、警備業務について、業務区分ごとの委託内容(委託範囲、実施頻度、体制)が分かる資料を提供いただくことは可能でしょうか。 | 委託内容については、質問回答別紙2「令和4~6年度指定管理業務の第三者への委託に関する報告(花咲SP公園)」のとおりです。 |
| 33 | 要求水準書(既存公園施設等) | 3(3) | 修繕の基本的な考え方 | 15~16 | 1件50万円未満の修繕および年間上限額の具体的な設定内容、上限超過が見込まれる場合の取扱いをご教示ください。 | 指定管理者が修繕費を負担する年間上限額は、現在の指定管理における実績や公園全体の再整備の状況を踏まえて設定します。1件当たり又は年間の上限額を超過する場合は、市が本事業とは別途修繕を実施すること、優先度の低い修繕を次年度以降に先送りすること等について、市及び指定管理者が協議します。 |

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | 質問 | 回答 |
|----|------|-------------|-------------------------------|------|---|---|
| | | 項目番号 | 項目名 | 頁 | | |
| 34 | 別添資料 | 別添資料 3-6 | 花咲スポーツ公園 の管理体制 | (別添) | 現行の管理体制について、職種別・人数・主な役割・ 配置時間帯の内訳を開示いただくことは可能でしょうか。 | 質問回答別紙3「令和6年度職員配置計画表(花咲SP公園)」の とおりです。 |
| 35 | 別添資料 | 別添資料 3-6 | 別添資料 3-6 花咲スポーツ 公園の管理体制 | (別添) | 当該管理体制と同様な既存総合体育館の管理体制に ついてご開示ください。 | 開示しません。 |
| 36 | 別添資料 | 別添資料 3-7 | 別添資料 3-7 支出実績 | (別添) | 支出実績について、直近3か年(令和4.5.6年度)の各 委託業務の金額実績を開示ください。 また、当該業務の委託先についても開示ください。 | 質問回答別紙2「令和4～6年度指定管理業務の第三者への委 託に関する報告(花咲SP公園)」のとおりです。なお、委託先 については開示しません。 |
| 37 | 様式集 | 1(3)ア③ | 添付書類 | 1 | 法人税納税証明書及び消費税納税証明書に対応す る添付書類としては、国税の納税証明書その3の3を提 出することよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |